

住宅工事の契約における消費者トラブルの防止に関する協定書

川崎市（以下「甲」という。）と東横化学株式会社（以下「乙」という。）は、川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例（昭和49年川崎市条例第53号。以下「条例」という。）第20条第1項の規定に基づき、乙が行う住宅工事（以下「工事」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に対し、消費者にとって明確かつ公正な契約の締結等に努めさせることなどにより、乙が消費者と工事の契約をする場合のトラブル（以下「消費者トラブル」という。）の防止を図ることを目的とする。

（乙の役割）

第2条 乙は、消費者契約法、建設業法、条例及びその他関係法令を遵守し、工事の契約を締結するにあたり不適正な勧誘等を行ってはならない。

2 乙は、消費者から工事又は工事の見積りの依頼を受けた場合、見積料、出張費等が必要なときは、あらかじめその金額について消費者に説明しなければならない。

3 乙は、消費者から工事を受注した場合には、次の各号に定めることを遵守しなければならない。

(1) 仕様書、工程表及び工事代金の内訳が記載された見積書（以下「仕様書等」という。）を工事着工前に消費者に提出し、その了承を得ておくこと。ただし、緊急性を要する工事並びに極めて軽易な修繕及び補修工事の場合は、工事着工前に概算金額について消費者に説明することにより、仕様書等の提出に代えることができる。

(2) 住宅性能表示制度、住宅性能保証制度等の制度の利用が可能な工事については、制度の概要を消費者に説明し、消費者が制度の利用を希望した場合はその制度を利用すること。

(3) 工事計画は、工事着工後に変更が生じないように、計画を立てること。なお、やむを得ない理由により工事計画を変更するときは、変更工事を着工する前に変更後の仕様書等を消費者に提出し、その了承を得ておくこと。

(4) 工事請負契約は、書面により締結すること。なお、緊急性を要する工事並びに極めて軽易な修繕及び補修を除く工事については、工事請負契約書に仕様書等及び契約約款を添付すること。また、契約約款には瑕疵担保責任、紛争の解決及び遅延損害金の定めを明記すること。

(5) 工事完了時には工事内容を消費者とともに現場で確認した上で、工事の完了を確認する書面に消費者の署名押印を受けること。

（甲の役割）

第3条 甲は、消費者トラブルの防止に関して、甲が新たに規制や基準を設けたとき、又は新しい情報を入手したときは、乙に対し速やかにその情報を提供するものとする。

2 甲は、各種広報媒体を活用し、この協定を市民に周知する。

（事情調査）

第4条 甲は、乙に第2条の規定に反する行為があったとき、又はその疑いのあるときは、乙に対して事情調査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙に対して事情調査を行った結果、乙に第2条の規定に反する行為があったと認められるときは、事業の改善を指導するものとする。
- 3 乙は、甲から事業改善の指導を受けた場合には、甲に事業改善計画書を提出しなければならない。

(協定の解除)

第5条 甲は、次の場合において、この協定を一方的に解除することができる。

- (1) 乙が前条第1項の事情調査に応じない場合
- (2) 前条第1項の調査の結果、乙の行為が悪質であると判断される場合
- (3) 前条第3項の事業改善計画書が提出されない場合、又はその内容が不十分である場合
- (4) 前条第3項の事業改善計画書の提出後においても改善が認められない場合
- (5) 乙が法律及び条例等の違反により行政処分を受けた場合、又は乙の代表者などが禁固以上の刑に処せられた場合

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項、協定内容の変更に関する事項、その他必要な事項については、その都度甲乙協議の上、決定する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 22年 11月 25日

甲 川崎市
川崎市長 阿部 孝夫



乙 川崎市中原区市ノ坪370番地
東横化学株式会社
代表取締役社長 加藤 廣久

